

北杜市民の皆様へお願い

私たちは、北杜市において生活する全ての子どもたちが安心して生活できるように、私たちが提言した施策が実施されることを切に願ってこの報告書をまとめました。しかし、私たちは調査・報告をすることを目的とした委員会であり、報告書の提出をもって任務は終了します。施策を実施し、子どもたちの安全・安心を守る施策を実施するのは、北杜市、北杜市教育委員会の役割です。

そこで、私たちと同様に全ての子どもたちの安心した生活を願っていらっしゃる北杜市民の皆様へ、北杜市、北杜市教育委員会において、子どもの安全・安心を守るための施策を実施しているか、法律が守られ、学校が子どもたちにとって安全・安心な場所になっているか、見守っていただきたいというのが私たちからのお願いです。

そして、市民の皆様の方で見守っていただくために、次のチェックリストを作成しました。それぞれの立場でチェックをして、いじめをなくすための取組を進めましょう。

チェックリスト: みんなの力でいじめをなくすために(子ども・保護者用)

チェックリスト: 市民の力で子どもの安全・安心を守るために(北杜市民用)

チェックリスト: 「いじめ防止対策推進法」の正しい使い方のために

いじめ防止対策推進法の基本理念にあるように、いじめはすべての子どもたちに関係する問題であり、その克服のためには、国、地方公共団体、学校や家庭だけでなく、地域住民の皆様との連携が必要です。今を生き、社会を担う子どもたちのためにご協力をお願いいたします。

いじめ防止対策推進法 第3条(基本理念)

- 第1項 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 第2項 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 第3項 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

市民の力で子どもの安全・安心を守るためのチェックリスト

- 市長・教育長は、市民に対し、いじめ対策に関する自らの決意と取組む施策について明らかにしています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめ防止のための具体的な取組みを決め、その実施状況を具体的に公表しています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめの状況・これに対する学校、教育委員会の対応について、毎年公表しています。
- 教育委員会は教育委員会会議において、いじめ対策について具体的に議論し、その内容について、公表しています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめ防止対策連絡協議会を開催し、議事録を公表しています。
- 北杜市・教育委員会は、いじめ防止対策について、教育委員会の施策をチェックする組織を作り、そのチェックを受けています。
- 教育委員会は、子どもたちに対して行ういじめ予防のための取組みについて、その成長発達段階に応じた継続的な課程を作成して実施し、その効果を検証しています。